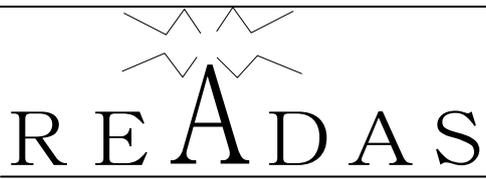


第 4504 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月13日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 中小企業会計割引制度

Q：信用保証協会が行う中小企業会計割引制度の取扱いが変わったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

中小企業会計割引制度とは、「中小企業の会計に関する指針」（中小指針）に準拠して作成された中小企業の計算書類について、税理士、税理士法人及び公認会計士（税理士等）による中小指針の準拠を確認するチェックリストが提出された場合に、信用保証協会の保証料率が0.1%割引かれる制度です。

この制度が、このたび見直され、次のようになりました。

①チェックリストの全部準拠

- (イ)チェックリストの全15項目全てが中小指針に準拠していることが必要です。
- (ロ)チェックリストの全15項目について故意・過失を問わず事実と異なる記載が認められると信用保証協会が判断する場合には、会計割引制度の利用が認められません。

②事実と異なる記載がある場合

事実と異なる記載と保証協会が認めるチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士等から提出された場合において、その税理士等から提出されるチェックリストの添付をもって、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと保証協会が判断するときは、その税理士等が確認したチェックリストについては、会計割引制度の利用が1年間認められないこととなります。

